（海事代理士法施行規則の一部改正）

第二条　海事代理士法施行規則（昭和二十六年運輸省令第四十二号）を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（海事代理士名簿等の閲覧） **第九条**　法第十四条の規定により、前条の名簿の閲覧をしようとする者は、海事代理士名簿にあつては当該地方運輸局の海事振興部旅客課（北海道運輸局にあつては海事振興部旅客・船舶産業課、東北運輸局にあつては海事振興部海事産業課、四国運輸局にあつては海事振興部海運・港運課、北陸信越運輸局にあつては海事部海事産業課）に、全国海事代理士名簿にあつては国土交通省海事局総務課に出頭して、閲覧簿に所要事項を記入の上閲覧するものとする。	（海事代理士名簿等の閲覧） **第九条**　法第十四条の規定により、前条の名簿の閲覧をしようとする者は、海事代理士名簿にあつては当該地方運輸局の海事振興部旅客課（北海道運輸局にあつては海事振興部旅客・船舶産業課、東北運輸局にあつては海事振興部海事産業課、北陸信越運輸局にあつては海事部海事産業課）に、全国海事代理士名簿にあつては国土交通省海事局総務課に出頭して、閲覧簿に所要事項を記入の上閲覧するものとする。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十八号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章・第二章　（略） 第一節・第二節　（略） 第一款　総則（第三十六条―第三十九条の四） 第二款　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所（第四十条―第六十一条） 第三款　（略） 第三節・第四節　（略） 第五節　削除 第六節　（略） 第三章　（略） 附則 （適正業務管理官） **第一条**　東京航空局及び大阪航空局に、それぞれ適正業務管理官一人を置く。 2　適正業務管理官は、命を受けて、地方航空局の所掌事務のうち、法令を遵守させるための指導その他の業務の適正な遂行を確保するための措置に関する特定事項に係るものを整理する。	目次 第一章・第二章　（略） 第一節・第二節　（略） 第一款　総則（第三十六条―第三十九条の三） 第二款　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、中部空港事務所、大阪空港事務所、関西空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所（第四十条―第六十一条） 第三款　（略） 第三節・第四節　（略） 第五節　航空路監視レーダー事務所（第八十六条―第八十八条） 第六節　（略） 第三章　（略） 附則 **第一条**　削除